

令和7年度

食品衛生基準科学研究費補助金公募要項

令和7年4月 15 日

消費者庁食品衛生基準審査課

目 次

	頁
I. 食品衛生基準科学研究費補助金の目的及び性格	3
II. 応募に関する諸条件等	4
1 応募有資格者	4
2 研究組織、研究期間等	4
3 対象経費	6
4 応募に当たっての留意事項	7
(1) 補助金の管理及び経理について	
(2) 不正経理等及び研究不正への対応について	
(3) 利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理について	
(4) 経費の合算使用について	
(5) 研究計画策定等に当たって遵守すべき法律、省令、倫理指針等について	
(6) 研究倫理教育の受講等について	
(7) 府省共通研究開発管理システムについて	
(8) research map への登録及び入力について	
5 公募期間	14
6 提出書類	14
7 その他	14
(1) 研究の成果及びその公表	
(2) 国民との双方向コミュニケーション活動について	
(3) 成果の利用等について	
(4) 健康危険情報について	
(5) 政府研究開発データベース入力のための情報	
(6) 競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について	
(7) 採択の取消し等	
(8) 個人情報の取扱い	
(9) リサーチツール特許の使用の円滑化について	
(10) 歳出予算の繰越しについて	
(11) バイオサイエンスデータベースへの協力について	
(12) 食品衛生基準科学研究による研究データの管理・利活用の推進について	
(13) 食品衛生基準科学研究費補助金等の直接経費からの研究以外の業務の代行に係る経費の支出 (バイアウト制度) について	
(14) 研究機関における研究インテグリティの確保について	
(15) 博士課程学生の処遇の改善について	
(16) 男女共同参画等に関する取組の促進について	
III. 照会先一覧	20
IV. 研究課題の評価	20
V. 公募研究課題の概要	24
VII. 補助対象経費の費目の内容及び単価	33

I . 食品衛生基準科学研究費補助金の目的及び性格

食品衛生基準科学研究費補助金(以下「補助金」という。)は、「食品安全に関する科学研究の振興を促し、もって、食品安全に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とし、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、食品衛生基準科学研究の振興を一層推進する観点から、消費者庁ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行っています。

応募された研究課題は、事前評価委員会において「専門的・学術的観点」や「行政的観点」等からの総合的な評価を経たのちに採択研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。

なお、この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」(以下「補助金適正化法」という。)等の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定取消し、返還等の処分が行われますので十分留意してください。

<注意事項>

- 1 公募期間は、令和7年4月15日(火)から令和7年5月2日(金)午後5時00分(厳守)です。
- 2 食品衛生基準科学研究費補助金については、府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)(<https://www.e-rad.go.jp/>)を用いてのオンラインでのみ公募を行っています(申請時に申請書の書面提出は、原則求めません。)(詳細は11ページ、「(7)府省共通研究開発管理システムについて」を参照)。
なお、e-Rad から応募する場合は、研究機関及び研究者が、e-Rad に登録されていることが必要となります。登録手続には日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続をするよう、注意してください。
- 3 補助金の応募に当たっては、「V.公募研究課題の概要」の「研究事業の概要」及び「公募研究課題」の記載内容をよく確認し、応募する研究内容が行政のニーズを満たす成果を示せるものであるかどうかを十分検討の上、研究計画書においてどのような成果を示すことができるかを明確に記載してください。

Ⅱ 応募に関する諸条件等

1 応募有資格者

(1) 次のア及びイに該当する者(以下「研究代表者」という。)

ア (ア)から(キ)に掲げる国内の試験研究機関等(別に定めるガイドラインに基づき、食品衛生基準科学研究費補助金の交付を受けることが不適切なものとして消費者庁長官が指定する研究機関等を除く。)に所属する研究者

- (ア) 国の施設等機関(当該研究者が研究職、指定職(※1)又は任期付研究員(※2)である場合に限る。)
- (イ) 地方公共団体の附属試験研究機関
- (ウ) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関
- (エ) 民間の研究所(民間企業の研究部門を含む。)
- (オ) 研究を主な事業目的としている公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人(以下「公益法人等」という。)
- (カ) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条の規定に基づき設立された独立行政法人
- (キ) その他消費者庁長官が適当と認めるもの

イ 研究を実施する組織を代表し、研究計画の遂行(研究成果の取りまとめ、自らが交付を受ける補助金の適正な執行を含む。)に関し全ての責任を負う者。

ただし、外国出張その他の理由により3か月以上の長期にわたってその責務を果たせなくなることや、定年等により試験研究機関等を退職すること等が見込まれる者を除く。

※1 補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていた者は、当該職に在職している間及び当該の職を離れて1年を経ない期間は、自らが選定又は立案に関わった研究事業に係る研究の研究代表者及び研究分担者となることはできない。なお、「補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていた者」とは、以下の者。

- ・食品衛生技術審議官、食品衛生基準審査課長、食品表示課長、消費者安全課長及び研究事業担当課室の担当者
- ・食品安全科学研究事業の評価委員会委員

※2 現在、消費者庁の職員として従事している者は、研究代表者及び研究分担者となることはできない。

また、現在消費者庁の政策調査員等の職にある者が、自らが補助金の交付先の選定又は研究事業内容の立案に関わっていない研究の研究代表者及び研究分担者となる場合は、所属試験研究機関等のCOI委員会へ申出の上、予め食品衛生基準審査課へ相談すること。

(2) 次のア又はイに該当する法人(別に定めるガイドラインに基づき、補助金の交付を受けることが不適切なものとして消費者庁長官が指定する法人を除く。)

ア 研究又は研究に関する助成を主な事業目的としている公益法人等及び都道府県

※ 公益法人等及び都道府県が応募する場合にあつては、研究代表者として当該法人に所属する研究者を登録すること。

イ その他消費者庁長官が適当と認めるもの

2 研究組織、研究期間等

(1) 研究組織

研究代表者が当該研究を複数の者と共同で実施する場合の組織は、次に掲げる者により構成します。

ア 研究代表者

イ 研究分担者(1(1)アに該当し、かつ(1)イ※下記に該当しない者に限ります。)

研究項目を分担して研究を実施する者

ウ 研究協力者

研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者の研究計画の遂行に協力する者。なお、研究に必要な経費の配分を受けることはできません。また、研究協力者は交付申請書や実績報告書を作成する必要はありません。

(2) 研究期間

食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱(令和6年4月1日消費者庁長官決定)(以下「交付要綱」という。)第10条第1項の規定に基づく交付基準額等の決定通知(以下「交付基準額等決定通知」という。)がなされた日以降であって、実際に研究を開始する日(当該研究を実施する年度の4月1日以降)から当該年度の実際に研究が終了する日までとします。

(3) 所属機関の長の承諾

研究代表者及び研究分担者(以下「研究代表者等」という。)は、当該研究に応募することについて所属機関の長の承認を得てください。なお、当該研究の実施に係る承諾書は補助金を申請する時に提出していただくこととなります。

(4) 補助事業者等の範囲

補助金における補助事業者等とは、「研究代表者」の他、100万円以上の補助金の交付を受け自ら資金管理を行う研究分担者(以下「補助金の交付を受ける研究分担者」という。)も補助金適正化法上の補助事業者等に加えることができます。

具体的には、

①研究代表者一括計上

②研究代表者から研究分担者へ資金配分

③補助金の交付を受ける研究分担者を補助事業者等とする

という選択肢の中から研究代表者が決定するものですが、③を選択することにより、研究代表者に加えて、補助金の交付を受ける研究分担者は、補助金適正化法上の責務を負い、交付を受けた補助金の執行に関する責任も負うこととなります。

なお、研究計画の遂行責任は従前どおり研究代表者が負うものであることに変わりありません。

ア 研究代表者が留意すべき事項

研究分担者のうち、補助金の交付を受ける研究分担者を決定する者は研究代表者となります。

研究計画書の様式には、自ら補助金の管理をする研究代表者等の確認項目を設けていますので、研究代表者は研究分担者と十分に連絡を取り、4(1)の事項を考慮しつつ、交付する補助金について責任を持って管理する者を決めた上で、研究計画書を作成してください。交付基準額等決定通知は研究計画書に基づき、研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者に通知されます。

また、補助金の交付を受ける研究分担者がいる場合、研究代表者は当該研究分担者が提出する交付申請書、経費変更申請書及び事業変更申請書、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書、事業実績報告書、事業年度終了実績報告書、収支報告書、その他消費者庁長官へ提出する書類について進達します。

さらに、補助金の交付を受ける研究分担者に対して消費者庁長官等が行う交付決定通知、経費変更承認通知、事業変更承認通知、補助金の額の確定通知等に係る経由事務を行います。研究代表者は、補助金の交付を受ける研究分担者に対して遅滞なく通知を行います。

イ 補助金の交付を受ける研究分担者が留意すべき事項

補助金の交付を受ける研究分担者は、当該補助金の執行に係る全ての責任を負います。また、分担する研究項目について交付申請書と実績報告書を作成する必要があります。

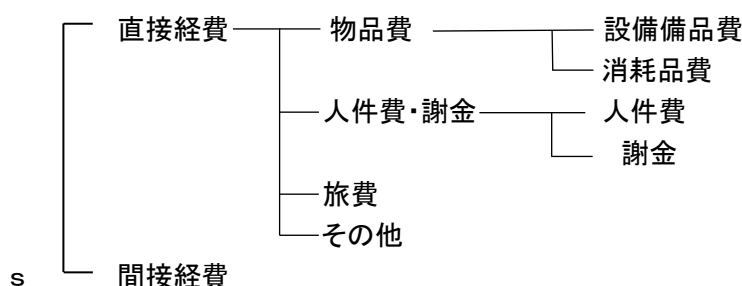
なお、外国出張その他の理由により3月以上の長期にわたってその責務を果たせなくなることや、定年等により試験研究機関等を退職すること等が見込まれる研究分担者は補助金の交付を受けられません。

※ 研究分担者の所属する試験研究機関における補助金の管理が4(1)の事項を満たさないと判断される場合(「体制整備等自己評価チェックリスト」を用いた確認において不備がある試験研究機関)は、研究費を「研究代表者一括計上」とする研究分担者としての研究参加を検討してください。

3 対象経費

(1) 申請できる研究経費研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費

なお、経費の算出に当たっては、「Ⅷ.補助対象経費の費目の内容及び単価」を参考にしてください。



(2) 直接経費として申請できない経費について補助金は、当該研究計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究条件が最低限確保されている研究機関の研究者又は公益法人等を対象としているため、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

ア 建物等施設に関する経費

ただし、補助金により購入した設備備品等の物品を導入することにより必要となる据え付け費及び調整費を除く。

〈例〉 建物の建築、購入、改修等並びに土地の購入等

イ 研究機関で通常備えるべき設備備品等(その性質上、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えられるものに限る。)のうち、研究事業の目的遂行に必要と認められないものを購入するための経費

ウ 研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

ただし、被験者に健康被害が生じ補償を要する場合に当該補償を行うために必要な保険(当該研究計画に位置付けられたものに限る。)の保険料を除く。

エ その他この補助金による研究に関連性のない経費。

〈例〉

- ・打合せ会議後の懇親会における飲食代等の経費
- ・預金口座の開設を目的として金融機関に預け入れた経費
- ・回数券及びプリペイドカードの類(研究協力謝品として購入する場合を除く。)

(3) 外国旅費について

研究代表者等及び研究協力者が当該研究の遂行に必要な情報交換、現地調査、専門家会議等への参加又は研究者の招聘等を行う場合に、1行程につき最長2週間(※)の期間に限り、補助対象となっています。

※ 天災その他事故によりやむを得ず1行程が2週間の期間を超えた場合には、消費者庁長官が認めた最小行程を交付対象とする場合があります。

(4) 国内学会及び国際学会参加旅費について

研究代表者等又は研究協力者が、当該研究の推進に資する情報収集、意見交換又は研究成果の発表等を行う場合に限り、支給することができます。

(5) 機械器具等について

価格が 50 万円以上の機械器具等については、賃借が可能な場合は原則として賃借によることとされています。ただし、賃借が可能でない場合、又は購入した場合と研究期間内に賃借した場合とを比較して、購入した場合の方が安価な場合等は、購入して差し支えありません。

※ 補助金により取得した財産(機械器具等)は、「食品衛生基準科学研究補助金等により取得した財産の取扱いについて」(令和6年4月 16 日総務課長決定)により取扱ってください。

(6) 人件費について

研究代表者等の研究計画の遂行に必要な研究協力、実験補助、集計、資料整理又は経理事務等を行う者の雇用に要する給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等(研究機関が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。)及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費については、補助金から支出することができます。

なお、直接経費から支出する場合、研究機関が雇用するために必要となる経費は、研究代表者等から所属する研究機関に納入してください。

(7) 間接経費について

間接経費は、補助金を効果的・効率的に活用できるよう、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等に係る経費を、直接経費に上積みして措置するものであり、補助金を受給する研究代表者等の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に資することを目的としています。

新規採択される課題に係る間接経費は、直接経費の額を問わず、30%を限度に希望することができます。なお、研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者が国立試験研究機関等の国の機関に所属する場合には支給の対象外になります。

4 応募に当たっての留意事項

補助金の応募に当たっては、「V.公募研究課題の概要」に掲げる「研究事業の概要」及び「公募研究課題」の記載内容をよく確認し、応募する研究内容が行政のニーズを満たす成果を示せるものであるかどうかを十分検討の上、研究計画書においてどのような成果を示すことができるかを明確に記載してください。

このほか、以下に掲げる事項に留意の上で、応募してください。

(1) 補助金の管理及び経理について

ア 関係法令及び関係規程の遵守について

研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者においては、補助金適正化法等の関係法令及び交付要綱等の補助金の取扱いに係る関係規程(注)を十分に理解・遵守し、補助事業を行ってください。

これらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定を取消し、返還等の処分を行うことがあります。また、下記イのとおり、一定期間、不正経理等を行った研究者(不正経理等を共謀した者を含む。)に対して補助金を交付しないことがあります(当該期間は研究分担者となることもできません。)

(注)食品衛生基準科学研究費補助金に係る関係規程については、下記ページの「食品衛生基準科学研究費について」の項を参照してください。

<https://www.caa.go.jp/policies/science/>

イ 所属機関の長への事務委任について

補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者の直接経費の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、研究代表者等の所属機関の長に必ず委任してください。

なお、この場合であっても、補助金の使途や支出時期等に関する実質的な判断は研究者が主導して行われるものであり、当然ながら研究代表者及び補助金の交付を受ける研究分担者においても、補助金を扱う者として、自らが上記(ア)の関係法令及び関係規程を十分に理解するとともに、所属機関の長との適切な連携の下、補助金の適正な執行に留意することが求められます。

ウ 体制整備等自己評価チェックリストの提出

研究費の不正な使用は、それを起こした職員が所属する研究機関にとって重大な問題であるばかりではなく、研究活動を支える国民への信頼を揺るがす問題であることから、消費者庁では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和7年2月7日消費者庁食品衛生基準審査課長・食品表示課長決定)(以下「管理・監査ガイドライン」という。)を策定し、研究機関に対する指導を行うための体制の構築を進めています。

したがって、「今回、消費者庁食品衛生基準学研究費に応募する研究代表者又は研究分担者(研究代表者一括計上の場合を除く。))が所属する研究機関」については、管理・監査ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を令和7年5月2日までに e-Rad を使用して消費者庁食品衛生基準審査課に提出してください。

(注) e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の ID・パスワードが必要になります。

＜問合せ先＞

(ガイドライン・チェックリストについて)

消費者庁消費者安全課食品安全調整室

e-mail: shokuhinanzenchouseishitsu@caa.go.jp

URL: https://www.caa.go.jp/policies/science/research_grant/contents_003

(e-Rad への研究機関登録について)

次の URL を参照いただき、府省共通研究開発管理システム ヘルプデスクにお問い合わせください。
(<https://www.e-rad.go.jp/>)

(2) 不正経理等及び研究不正への対応について

不正経理等及び研究不正に係る取扱いは、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。令和3年 12 月 17 日最終改正)(以下「関係府省申し合わせ」という。))に従い、取扱規程等の関係規程を整備し、次のとおりとしています。

(参考 1) 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」

(https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

(参考 2) 「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>)

ア 不正経理等への対応について

不正経理等については、管理・監査ガイドラインに基づき、研究機関における補助金の管理及び経理に関する体制及び監査について報告を求めることとしています。補助金の管理・監査体制に明らかな問題があることが判明した場合は、問題が是正されるまで、補助金支給の見合せ等の対応をとることになりますので、留意してください。

また、不正経理等を行った研究者及びそれらに共謀した研究者に関する情報は、関係府省申し合わせに基づき、関係府省の競争的研究費の担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)に当該不正経理等の概要(不正経理等をした研究者名、競争的研究費名、所属機関、研

究課題、交付(予定)額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供します。その結果、当該研究者への交付を制限する場合があります。

さらに、不正経理等が行われた事案については、その悪質性に関わらず原則として全ての事案について、その概要(不正経理等を行った研究者の氏名を含む場合があります。)を公表します。

(ア) 不正経理等に伴う補助金の交付の制限について

研究者が補助金の不正経理又は不正受給(偽りその他不正の手段により補助金を受給することをいう。)(以下「不正経理等」という。))により、平成16年度以降、補助金適正化法第17条第1項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ一定期間、当該研究者(不正経理等を共謀した者を含む。)は補助金の交付の対象外となり、研究分担者となることもできません。

また、他の競争的研究費等において不正経理等を行った場合(不正経理等を共謀した場合を含む。)も上記に準じ、次のとおり取扱います。

なお、従前の取扱いに加えて、補助金の交付を受ける研究分担者も上記に準じた取扱いとします。

研究代表者に補助金を一括計上している場合や研究代表者から研究分担者へ研究費配分を行う場合は、従来どおり研究代表者を上記のとおり取扱います。

補助金において不正経理等を行った場合

- ① 平成25年3月29日以降に行われた不正経理により、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合の補助金を交付しない期間は以下のとおりです。
 - a 自らが不正経理に直接関与した場合
 - (a)個人の経済的利益を得るために補助金を使用した場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降10年間
 - (b)その他の場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上5年以内の間で当該不正経理の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - b 自らは不正経理に直接関与していないものの、補助金を管理する責任者としての義務に違反したと認められる場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年間又は2年間(自らが不正経理に直接関与した者に対して適用する補助金を交付しない期間の半分の期間(ただし、上限は2年とし、1年に満たない期間は切り捨てる。)とする。))
- ② 平成25年3月29日より前に行われた不正経理により、補助金適正化法に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消された場合の補助金を交付しない期間は以下のとおりです。

(ただし、上記①により算定した補助金を交付しない期間の方が短い場合は、この限りではない。また、以下のa及びbのいずれの場合についても、自らは不正経理に直接関与していない者に対しては適用しない。)

 - a 他の用途へ補助金を使用した場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該他の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - b その他の場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度及び翌々年度
- ③ 不正受給を行った場合
→ 補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降5年間

他の競争的研究費等において不正経理等を行った場合

平成 16 年度以降に他の競争的研究費等において不正経理等を行い、補助金適正化法に基づき当該競争的研究費等の交付の制限を受けた場合

→ 当該競争的研究費等の交付の制限を受けた期間と同一期間

(注) ここでいう「競争的研究費等」とは、「食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱第4条第8項及び同条第 10 項の規定による特定給付金及び補助金を交付しないこととする期間の取扱いについて」(令和6年4月 16 日総務課長決定)でいう、特定給付金のことを指します。

イ 研究上の不正について

科学技術の研究は、事実に基づく研究成果の積み重ねの上に成り立つ壮大な創造活動であり、この真理の世界に偽りを持ち込む研究上の不正は、科学技術及びこれに関わる者に対する信頼性を傷つけるとともに、研究活動の停滞をもたらすなど、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものです。そのため研究者は、所属する機関の定める倫理綱領・行動指針、日本学会会議の示す科学者の行動規範等を遵守し、高い倫理性を持って研究に臨むことが求められます。

このため、補助金においては、研究上の不正を防止し、それらへの対応を明示するために、総合科学技術・イノベーション会議からの意見具申「研究不正行為への実効性のある対応に向けて」(平成 26 年 9 月 19 日)を踏まえ、「消費者庁の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(令和 7 年 2 月 7 日消費者庁食品衛生基準審査課長・食品表示課長決定)(以下「研究不正ガイドライン」という。)を策定しました。

研究活動の不正行為に対しては、研究不正ガイドラインに基づき、補助金の打ち切り及び返還、一定期間交付の対象外とする、申請の不採択、不正の内容(不正を行った研究者の氏名を含む。)及び措置の公表、他府省への情報提供等の対応を行います。

ウ 不正経理等及び研究不正に伴う研究機関の責任について

不正経理等に関し、研究機関の体制整備等の状況に不備がある場合や告発等に係る報告書の提出に遅延が認められる場合には、管理・監査ガイドラインに基づき、研究者だけでなく、研究機関に対しても間接経費の削減等の措置を講じることとしています。

また、研究上の不正についても、研究不正ガイドラインに基づき同様の対応を行います。

エ 不正経理等及び研究不正に係る告発について

補助金の不正経理等や研究上の不正行為がありましたら、まずは不正が行われた研究活動に係る競争的研究費の配分を受けている機関(大学、公的研究機関等)に相談してください。これらの機関での相談が困難な場合には、「Ⅲ. 照会先一覧」に記載されている連絡先に相談してください。なお、詳細は、管理・監査ガイドライン及び研究不正ガイドラインを参照してください。

(3) 利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理について

食品衛生基準研究の公正性、信頼性を確保するため、「食品衛生基準科学研究における利益相反 (Conflict of Interest : COI) の管理に関する指針」(令和 7 年 2 月 7 日消費者庁食品衛生基準課長・食品表示課長決定)及び「食品衛生基準科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理状況に関する報告について」(令和7年3月 27 日消安全第 100 号消費者庁食品衛生基準審査課長・食品表示課長決定)に基づき、所属機関の長は、第三者を含む利益相反委員会(COI委員会)の設置等を行い、食品衛生基準研究及び厚生労働科学研究に関わる研究者の利益相反について、透明性を確保し、研究成果の公平性・科学的な客観性に疑念が生じないよう適切に管理する必要があります。

食品衛生基準研究及び厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出前にCOI委員会が設置されず、あるいは外部のCOI委員会への委託がなされていない場合には、原則として、本研究費補助金の交付を受けることはできません。

また、当該指針に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあるほか、一定期間当該研究者に対して補助金を交付しないことがあります(当該期間は研究分担者となることもできません。)

(4) 経費の合算使用について

補助金については、他の経費(当該事業以外の補助事業、委託事業及び運営費交付金や寄付金等の使途に制限を受けない経費)と明確に区分でき、補助金を当該補助事業に使用することが担保される場合に限り、他の経費との使用区分を明らかにした上で合算使用が可能です。

(例)

- ・ 一つの契約で1個の消耗品等を購入するが、補助事業に用いる数量と他の用途に用いる数量をあらかじめ分割する場合で、補助事業に用いる数量分についてのみ直接経費を使用。
※「1個」とは、1ダース、1ケースなどの購入単位を含みます。
- ・ 一つの契約で往復航空券を購入し、片道分について食品衛生基準科学研究費の直接経費を使用。
- ・ 一つの契約でホテルに5泊し、補助事業に係る用務に関する2泊分のみ食品衛生基準科学研究費の直接経費を使用。

(5) 研究計画策定等に当たって遵守すべき法律、省令、倫理指針等について

食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の法律、各府省が定める各種省令・倫理指針等を遵守してください(公募後に改正されることもありますので最新のものをご確認ください)。これらの法律・省令・指針等の遵守状況について調査を行うことがありますので、了知ください。

また、これらの法令等に違反して研究事業を実施した場合は、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあるほか、一定期間当該研究者に対して補助金を交付しないことがあります(当該期間は研究分担者となることもできません。)

(6) 研究倫理教育の受講等について

補助金により行われる研究活動に参画する研究代表者等は、当該年度の食品衛生基準科学研究費補助金の新規研究課題の交付申請前までに、研究倫理教育に関し、以下の点をあらかじめ行っておかなければなりません。

研究代表者等が研究倫理教育の受講等をしていることについて、交付申請時に確認をします。

【研究代表者が行うべきこと】

- ・ 交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材(科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、APRIN eラーニングプログラム等)の通読・履修をすること、又は、「食品衛生基準の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(令和7年2月7日消費者庁食品衛生基準課長・食品表示課長決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすること
- ・ 研究分担者(補助金の交付を受ける研究分担者を除く)から、交付申請前までに、当該研究分担者が研究倫理教育を受講等したことを確認すること

【研究分担者が行うべきこと】

- ・ 自ら研究倫理教育に関する教材(科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、APRIN eラーニングプログラム等)の通読・履修をすること、又は、「食品衛生基準の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(令和7年2月7日消費者庁食品衛生基準課長・食品表示課長決定)を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること
- ・ 研究分担者は交付申請前までにこれを行い、補助金の交付を受けない研究分担者は、研究代表者が交付申請を行うまでに、受講等をした旨を研究代表者に報告すること

(7) 府省共通研究開発管理システムについて

食品衛生基準科学研究費補助金においては、競争的研究費制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化した府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を用いて公募を行います。（応募時に研究計画書の書面提出は求めません。）

ア システムの使用に当たっての留意事項

システムによる応募は、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」にて受付けます。操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp/>)から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

○ システムの利用可能時間帯

サービス時間は平日、休日ともに 00:00～24:00

※ ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad システムの運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめ示されます。

○ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、〔研究代表者〕が所属する研究機関及び〔研究分担者〕が所属する研究機関は、応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○ 研究者情報の登録

研究課題に応募する〔研究代表者〕及び研究に参画する〔研究分担者〕は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当が登録します。必要な手続は e-Rad ポータルサイトを参照してください。

○ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究費制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を経由し、内閣府へ提供します。

イ システム上で提出するに当たっての注意

○ ポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp/>)

○ システムの利用方法

システムを利用の上、提出してください。e-Rad システムの操作マニュアルは、上記ポータルサイトからダウンロードできます。

○ 応募書類様式のダウンロード

制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。

○ ファイル種別

電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必

ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

○ 画像ファイル形式

研究計画書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ(例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等)を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

○ ファイル容量

アップロードできるファイルの最大容量は 10MB です。原則として、10MB を超えないようにファイルを作成してください。10MB を超える容量のファイルは e-Rad にアップロードできません。

なお、やむを得ず 10MB 以上のファイルを提出する必要がある場合は、ファイルを PDF に変換した状態で、CD-ROM 等に保存し配分機関担当部署(Ⅲ. 照会先一覧を参照のこと。)へ提出してください。また、その場合は事前に配分機関担当部署へ連絡してください。なお、CD-ROM 等による提出の場合であっても、ファイルのアップロード以外の e-Rad による応募申請の手続きは必要です。

○ 研究計画書アップロード

研究計画書類は、必要に応じて PDF ファイルに変換してアップロードしてください。

○ 研究計画書アップロード後の修正

＜研究機関を経由する場合＞

研究者が研究機関へ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。研究機関へ提出した時点で修正することができなくなります。修正する場合は、研究機関へ修正したい旨を連絡してください。なお、研究機関承認後は、配分機関担当部署へ修正したい旨を連絡してください。

＜研究機関を経由しない場合＞

研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、配分機関担当部署へ修正したい旨を連絡してください。

○ 受付状況の確認

提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」とならない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、研究機関まで至急連絡してください。研究機関に所属していない研究者は、配分機関担当部署へ連絡してください。提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。

○ 余裕を持った応募のお願い

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。令和 3 年 12 月 17 日最終改正)に基づく研究インテグリティの一環として、研究代表者・研究分担者ともに、e-Rad 外の研究費の状況や現在の全ての所属機関・役職、また所属機関への適切な報告に関する誓約といった項目もシステムへ入力する必要があります(詳しくは、7(7)を参照)。これらの入力がない場合、システム上で応募の受付が完了しませんので、研究に参加する者それぞれが、必要項目の入力が完了しているか予め確認の上、余裕をもった応募をお願いします。

○ その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト(研究者向けページ)に随時掲載しておりますので、確認してください。

ウ システムの操作方法に関する問合せ先

システムの操作方法に関する問合せは、ポータルサイト内に掲載されているヘルプデスクにて受け付けています。ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。

なお、公募要項の内容、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

(8) research map への登録及び入力について

国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する research map は、日本最大級の研究者情報データベースであり、登録したデータは e-Rad 等のシステムにおいても利用可能となっています。登録した研究業績情報を活用することにより、研究計画書等の研究業績欄への効率的な入力が可能となりますので、積極的な登録及び情報入力をお願いします。

※ 国立研究開発法人科学技術振興機構「research map」: <https://researchmap.jp/>

5 公募期間

令和7年4月15日(火)～令和7年5月2日(金)午後5時00分(厳守)

※1 e-Rad 上の応募は、e-Rad の利用可能時間帯のみですので、注意してください。なお、公募期間最終日（5月2日(金)）は午後5時で終了となりますので、特に注意してください。

※2 出書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができますが、提出締切日までに受付状況が「配分機関受付中」となっていない場合は無効となりますので十分に注意してください。

6 提出書類

補助金に応募する研究代表者は、e-Rad を用いて、研究計画書(様式A(1))を提出してください(法人が実施する場合は、様式B(1)を提出してください。)

7 その他

(1) 研究の成果及びその公表

研究の成果は、研究者等に帰属します。ただし、補助金による研究事業の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫納付していただくことがあります。

なお、採択課題の概要(課題名、研究者名等を含む。)及び研究報告書等については、厚生労働科学研究成果データベース(国立保健医療科学院ホームページ※)に登録いただき、同ホームページにて公開されます。

※ 国立保健医療科学院ホームページ URL: <https://mhlw-grants.niph.go.jp/>

また、研究事業の結果又はその経過の全部若しくは一部について、新聞、書籍、雑誌、論文等において発表を行う場合は、補助金による事業の成果である旨を明らかにしてください。

※1 研究により得られた成果は研究の成果を継続的に追跡して評価するため、「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)WEB登録」に必ず登録してください。

※2 論文等に記載する課題番号について(令和6年度採択課題より適用)交付基準額通知に示される課題番号:

JPCACAAWXXYZZZ(英数字 15 桁)

WW: 西暦下2桁 XX: 研究事業コード Y: 研究類型コード Z: 年度通し番号

※3 論文中等の謝辞の記載例(課題番号「JPCACAAWXXYZZZ」の場合)

【英文】This work was supported by Consumer Affairs Agency □□ Program Grant Number JPCACAAWXXYZZZ.

【和文】本研究は食品衛生基準科学研究費補助金□□事業 JPCACAAWXXYZZZ の助成を受けたものです。

研究事業コード : KA(食品安全科学研究事業)

研究類型コード	
1	一般公募型
2	指定型

(2) 国民との双方向コミュニケーション活動について

「「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)」(平成 22 年6月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組が求められています。研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信等の本活動について積極的に取り組んでください。

(参考)

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>)

(3) 成果の利用等について

研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表をするもので、学術的影響の大きい科学雑誌への投稿、報道機関への発表等社会的に大きな影響を与える成果の利用をする場合は、事前に、配分機関担当部署へ相談してください。

(4) 健康危険情報について

消費者庁は、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報について、補助金により研究を行う研究者からも広く情報収集を図ることとしております。この趣旨をご理解の上、研究の過程で健康危険情報を得た場合には、消費者庁へ通報してください。

なお、提供していただいた健康危険情報については、消費者庁において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供してください。

(5) 政府研究開発データベース入力のための情報

補助金により行う研究については、政府研究開発データベース(内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局)への入力対象となります。以下の情報については、e-Rad を通じて、政府研究開発データベースに提供されます。

ア 研究者番号(8桁)

e-Rad により研究者に一意に付与される研究者固有の番号(8桁)を「研究者番号」と呼びます。本システムで、対象とする制度・事業について、研究課題名、研究者名、研究期間、配分額等の基本情報を取り扱うに当たって、研究者に対して「研究番号」を発行し研究者の一意性を確保します。

イ エフォート

研究代表者等は、研究者が当該研究の実施に必要とする時間が年間の全勤務時間(正規の勤務時間以外の勤務時間を含む。)に占める割合を百分率で表した数値(1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数値)(いわゆるエフォート)を記入してください。また、このエフォートについては、各研究者が当該研究について何%ずつ分担するのかを問うものではありませんので、誤解のないようお願いします。

$$\text{A 研究者のエフォート率(\%)} = \frac{\text{A 研究者が当該研究の実施に必要とする時間}}{\text{A 研究者の年間の全勤務時間}} \times 100$$

ウ 研究分野

主たる研究分野(研究分野(主))と関連する研究分野(研究分野(副))について「研究の内容」の検索等を利用して選択いただき、それぞれのキーワードについても記入してください。

① 研究分野(主)

主たる研究分野を「研究の内容」の検索等を利用して当該研究の主要な部分の属する分野等を選択してください。

「キーワード」については、応募課題の内容を示す任意の文字を50字以内で記載してください。

② 研究分野(副)

関連する研究分野を「研究の内容」の検索等を利用して当該研究の主要な部分の属する分野等を選択してください。

「キーワード」については、応募課題の内容を示す任意の文字を50字以内で記載してください。

エ 研究開発の性格

当該研究について、基礎研究、応用研究、開発研究のいずれに当たるかを記入してください。

また、7(1)の厚生労働科学研究成果データベース(国立保健医療科学院ホームページ)において公開された研究成果(投稿論文、取得した特許等)についても政府研究開発データベースに提供されます。

(6) 競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除について

ア 補助金の応募の際には、消費者庁から交付される研究費(公益法人等から配分されるものを含む)、他府省の研究費、独立行政法人から交付される研究費及び公益法人等から交付される研究費等の応募・受入状況(研究事業名、研究課題名、実施期間、補助要求額、エフォート等)を研究計画書に記載していただきます。また、研究代表者及び研究分担者は「応募中の研究費」、「事業実施中および受入予定の研究費」及び「eRad 外の研究費」の応募・受入状況¹、加えて「現在の全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)」について府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に入力をしてください。これらの情報は「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分に遂行し得るかどうか」を判断する際に参照するので、正確に入力をお願いします²。なお、計画書や府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択の取消し又は補助金の交付決定取消し、返還等の処分を行うことがあります。また、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)において、「寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援³を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報」について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を行って頂きますが、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合も、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。なお、誓約に加えて所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがある旨、留意してください。

イ 課題採択に当たっては、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。令和3年12月17日最終改正)に基づき、e-Radを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を関係府省(独立行政法人等である配分機関を含む)間で共有し、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題を採択しない場合等があります。なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題に関する情報(競争的研究費名、研究者名、所属機関名、研究課題名、研究概要、計画経費等)やアの情報の一部について他府省を含む他の競争的研究費の担当課に情報提供する場合があります。

¹ 国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く)の応募・受入状況

² 秘密保持契約が交わされている共同研究等に関する情報については、以下のとおり取り扱います。

- ・ 当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は入力せずに応募することができます（その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります）。
 - ・ なお、今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることにも留意してください。
 - ・ 提出のあった情報については、秘密保持契約が交わされていない情報と同様に配分機関や関係府省間で情報が共有されることがありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。
- 3 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

ウ 他府省の競争的研究費及び独立行政法人から交付される競争的研究費で、補助金と同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに配分機関担当部署へ報告し、いずれかの研究を辞退してください。また、公益法人等から交付される研究費等で同一内容の研究課題が採択された場合は、速やかに「Ⅲ. 照会先一覧」に記載された担当課へ報告し、指示に従ってください。なお、これらの手続きをせず、同一内容の研究課題の採択が明らかになった場合は、補助金の採択の取消し、また、交付決定後においては、補助金の返還等を求めることがあります。

(7) 採択の取消し等

研究課題採択後において、消費者庁が指示する補助金の交付申請書や事業実績報告書、研究報告書等の提出期限を守らない場合や、当該研究者について上記4の(2)により一定期間補助金を交付しないこととされた場合は、採択の取消し、また、交付決定後においては、補助金の返還等を求めることがあります(注)ので特に十分留意してください。

(注)一定期間補助金を交付しないこととされた当該研究者が研究分担者として参加している場合は、研究体制の変更を求めることがあります。

(8) 個人情報の取扱い

補助金に係る研究計画書又は交付申請書等に含まれる個人情報は、補助金の業務のために利用及び提供されます。また、採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間)は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」とする他、マクロ分析やEBPM(Evidence Based Policy Making)の推進に必要な情報は「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供され、分析結果が公表される場合があります。また、上記(5)及び(6)に基づく情報提供が行われる場合があります。

(9) リサーチツール特許の使用の円滑化について

リサーチツール特許[※]については、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議)に基づき、適切に取り扱うよう努めてください。

※ 当該指針において「リサーチツール特許」とは、ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許をいいます。実験用動植物、細胞株、単クローン抗体、スクリーニング方法などに関する特許が含まれます。

(10) 歳出予算の繰越しについて

交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき年度内に補助事業が完了しない見込みのあるものについては、補助金を翌年度に繰越して執行することができる場合があります。詳細は、「食品衛生基準科学研究費補助金等に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて」(令和6年4月16日総務課長決定)

(https://www.caa.go.jp/policies/science/research_grant/assets/consumer_safety_cms203_240510_12.pdf)を参照してください。

(11) バイオサイエンスデータベースへの協力について

ライフサイエンス分野の研究を実施する場合(人体に由来するデータを取り扱う研究を含む。※)には、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※※)に提供していただくよう協力依頼します。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも協力依頼することがあります。

※ 人体に由来するデータ等については、収集、保存、公開の方針が、個人情報保護等の観点から、人以外の動物や物質等由来の情報とは異なり、慎重な対応が不可欠であり、その方針を検討する必要があることから、従来は対象外としていました。

しかしながら、バイオサイエンスデータベースセンターにおいて、平成 25 年度に、人体に由来するデータの共有や取扱いに関するガイドライン(注)が定められたことから、今後はこれらガイドラインに沿って同センターへの提供について協力方お願いします。なお、この場合であっても、個人情報等の取扱い(研究データの第三者への提供等)については上記4(5)に掲げる省令・倫理指針等を遵守することが前提となりますので留意してください。

(注)ガイドラインについては以下のページを参照してください。

<https://humandbs.biosciencedbc.jp/guidelines>

※※ バイオサイエンスデータベースセンター(<https://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオイノフォーマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指しています。

(12) 食品安全科学研究による研究データの管理・利活用の推進について

研究活動の実施により取得された研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月 26 日閣議決定)や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定)等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

このため、食品安全科学研究においても「食品安全科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」(令和7年3月 26 日食品衛生基準審査課長決定)に基づいて、令和7年度より新規に開始する全ての研究より、研究班毎に、データマネジメントプラン(DMP)を作成し、DMP による研究データ管理とメタデータ付与による研究データ利活用を行うこととします。

詳細は、「食品安全科学研究による研究データの管理・利活用に関するガイドライン」をご参照ください。

URL: https://www.caa.go.jp/policies/science/research_grant/contents_002

(13)食品衛生基準科学研究費補助金等の直接経費からの研究以外の業務の代行に係る経費の支出(パイアウト制度)について

食品衛生基準科学研究費補助金等の直接経費の用途を拡大し、研究代表者本人の希望により 研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務の代行に係る経費の支出を可能としました。詳細や手続きについては、「食品衛生基準科学研究費補助金等の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出(パイアウト制度)について(令和6年 4月 1日総務課長決定)」をご確認ください。

(14)研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

詳細は、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を参照して下さい。

URL: https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

(15)博士課程学生の処遇の改善について

「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月 26 日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA(リサーチ・アシスタント)等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年 12 月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計

上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・ 科学技術・イノベーション基本計画では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

(16) 男女共同参画等に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)」、「男女共同参画基本計画(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定)」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定)」、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について(令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、食品衛生基準科学研究においても、性差が適切に考慮されるようにするとともに、女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

なお、育児休業等(産前休暇、産後休暇、育児休業または介護休業)を取得した場合、所要の手続き(事業変更申請書の提出等)を行い、研究の中断、研究期間の延長をすることができます。詳細は以下のQ&Aを参照してください。

Ⅲ. 照会先

消費者庁消費者安全課 03-3507-8800(内線:4033)

Ⅳ. 研究課題の評価

研究課題の評価は、「消費者庁の科学研究開発評価に関する指針」(令和 7 年2月7日食品衛生基準審査課長・食品表示課長決定)に基づき、新規申請課題の採択の可否等について審査する「事前評価」、研究継続の可否等を審査する「中間評価」(※)、研究終了後の研究成果を審査する「事後評価」の三つの過程に分

けられます。必要に応じて、研究終了後3年を経過した後、施策への活用状況等を審査する追跡評価を行います。

「事前評価」においては、提出された研究計画書に基づき外部専門家により構成される事前評価委員会において、下記の「専門的・学術的観点」、「行政的観点」及び「効率・効果的な運営の確保の観点」からの総合的な評価（研究内容の倫理性等総合的に勘案すべき事項についても評定事項に加えます。）を経たのち、研究課題が決定され、その結果に基づき補助金が交付されます。（なお、公募研究課題によっては、必要に応じ申請者に対して申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についてのヒアリングや施設の訪問調査を実施し、評価を行います。）研究課題決定後は、速やかに申請者へ文書で通知します。

また、採択された課題等については、印刷物のほか消費者庁ホームページ等により公表します。

※ 研究期間が複数年度で採択された研究課題であっても、中間評価により途中で終了することがあります。

○ 事前評価の評価事項

（１）専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア 研究の食品衛生基準科学分野における重要性

- ・食品衛生基準分野に対して有用と考えられる研究であるか

イ 研究の食品衛生基準分野における発展性

- ・研究成果が食品衛生基準分野の振興・発展に役立つか

ウ 研究の独創性・新規性

- ・研究内容が独創性・新規性を有しているか

エ 研究目標の実現性・効率性

- ・研究期間の各年度の目標が明確か
- ・実現可能な研究であるか
- ・研究が効率的に実施される見込みがあるか

オ 研究者の資質、施設的能力

- ・研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から、遂行可能な研究であるか
- ・臨床研究の場合は、疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

（２）行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア 政策等への活用（公的研究としての意義）

- ・施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・間接的な波及効果などが期待できるか
- ・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・社会的・経済的效果が高い研究であるか

イ 行政的緊急性

（３）効率・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

効率性が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とする。

- ・研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか
- ・他の民間研究などにより代替できるものではないか
- ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか）

（４）総合的に勘案すべき事項

- ア いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であることを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- イ 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- ウ これまで研究実績の少ない者(若手研究者等)についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- エ 申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。
- オ 申請課題の採択に当たっては、研究開発資金の重点的・効率的配分を図る観点から、関係省庁等と十分な連携・調整等を図ることとする。

○ 中間評価の評価事項

(1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ア 研究計画の達成度(成果)
 - ・当初の計画どおり研究が進行しているか
- イ 今後の研究計画の妥当性・効率性
 - ・今後研究を進めていく上で問題点はないか
 - ・問題点がある場合には、研究内容等の変更が必要か
 - ・その際にはどのように変更又は修正すべきか
- ウ 研究継続能力
 - ・研究者の構成、研究者の能力や施設の設備からみて研究を継続し、所期の目的を達成することが可能か
 - ・研究者の構成に変更が必要な場合は、どのように変更すべきか

(2) 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ・評価時点での政策等への活用(公的研究としての意義)
- ・施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・間接的な波及効果などが期待できるか
- ・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・社会的・経済的効果が高い研究であるか

(3) 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- 効率性が確保されない場合、研究の中止や研究計画の見直しを条件とする。
- ・研究が効果的・効率的に実施(計画)されているか
- ・他の民間研究などにより代替できるものではないか
- ・研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか(他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか)

(4) 総合的に勘案すべき事項

- ア いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- イ 研究継続申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、次年度の継続研究課題に対する研究課題の概要、研究の経過及び今後の展望等についても説明を求めるものとする。

○ 事後評価の評価事項

(1) 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

ア 研究目的の達成度(成果)

- ・所要の目的を達成したか
- ・所要の目的を達成できなかった場合は、どこに問題があったか

イ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義

- ・研究成果の学術的・国際的・社会的意義がどの程度あるか

ウ 研究成果の発展性

- ・研究成果の今後の研究への発展性があるか

エ 研究内容の効率性

- ・研究が効率的に実施されたか

(2) 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

研究成果の政策等への活用(公的研究としての意義)

- ・施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・間接的な波及効果などが期待できるか
- ・これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・社会的・経済的効果が高い研究であるか

(3) 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ・研究が効果的・効率的に実施されたか

(4) 国民へのわかりやすい説明・普及の努力の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- ・研究の成果や意義が、国民にわかりやすく説明されているか
- ・研究成果を普及(社会還元)等させるために、研究者(機関・法人)が十分に取り組んでいくこととしているか

(5) 評価の際には、専門学術雑誌への発表並びに学会での講演及び発表など研究成果の公表状況や特許の出願及び取得状況について考慮する。

(6) 当該研究の研究代表者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、研究の結果及び成果と今後の展望等についても説明を求めるものとする。

V. 公募研究課題の概要

K A 食品安全科学研究事業

I 実施予定の骨子

1 研究事業の概要

(1) 研究事業の目的・目標

(ア) 背景

食品の安全性確保については、国民の健康を守るために極めて重要であり、多くの国民が高い関心をもっている。また、残留農薬や動物用医薬品の残留等基準値の設定や、食品添加物の使用基準等の設定については国民の関心が高く、科学的根拠に基づき適切に設定する必要がある。消費者庁は、食品のリスク分析(リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション)の考え方に基づき食品のリスク管理機関として位置づけられており、行政課題として以下が挙げられる。

- ・食品等(畜水産食品、食品添加物、残留農薬、食品汚染物質、器具・容器包装等)の規格基準の策定
- ・食品安全施策に係る効果的なリスクコミュニケーションの実施

本事業では、改正食品衛生法の施行を背景とする新しい食品衛生施策も含め、食品行政のうち、食品衛生基準行政を中心に、科学的な根拠に基づいて推進するための研究を実施する必要がある。

(イ) 事業目標

- ① 科学的根拠に基づく食品衛生基準行政に関する施策の企画立案・評価を含めて日本国内で活用することによって、食品安全施策の基本的な枠組みを強化し、食品の規格基準の策定等に資すること。
- ② 外交交渉や、国際機関への提供などを含めた国際貢献等への活用に資すること。
- ③ その他、食品の安全性確保の観点から、必要な研究の実施に資すること。

(ウ) 研究の Scope

以下の視点に基づいた研究を推進していく。

※各研究については視点をまたぐものもある。

○改正食品衛生法に基づく新たな食品安全施策の推進

- ・食品の適正なリスク管理に必要な、食品等の規格基準を設定するための科学的根拠を確立する研究

○食品衛生基準・食品規格に係る国際化対応

- ・最近の国際的動向を踏まえた、食品安全行政における国際調和と科学的根拠に裏付けされる施策の推進に資する研究

○多様化・高度化する食品技術への対応

- ・フードテックを応用して得られた新開発食品に対する先駆的な調査検討による安全性確保のための研究
- ・最新の科学的知見に基づいた各種試験方法の改良・開発に資する研究
- ・国民や事業者等に対して効果的にリスクコミュニケーションを行うための手法等の開発に関する研究

○食品安全研究全体の総合的推進

- ・食品の安全確保推進研究事業の総合的推進に関する研究

(エ)期待されるアウトプット

- ・国内流通食品等における、食品衛生上の問題発生 of 未然防止を図る。
- ・食品の基準や安全性に関する審議会等の審議資料等の根拠として活用し、食品衛生に関する法令改正の検討につなげる。
- ・食品安全に関連する科学的知見や考察をとりまとめ、国際機関(コーデックス等)や外交交渉の場等において使用される資料を作成する。
- ・国際食品規格の策定に関し、日本政府の対応・貢献に対する専門的助言を行う。

(オ)期待されるアウトカム

- ・得られた研究成果を食品衛生法に基づく衛生規制等に反映することにより、食品の安全対策が一層強化された仕組みとなることが期待される。
- ・国際機関への情報提供や国際食品規格策定への貢献などを通じて、食品安全の向上に関してわが国が高い評価を得ることが期待されるとともに食品の安全確保が期待される。
- ・効果的なリスクコミュニケーションの手法の開発、実施等を通じて、消費者、食品事業者、行政等の関係者が相互に信頼できる食品安全施策の実施が期待される。

(2)これまでの研究成果を政策等に活用又は実用化に向けた取組を行った事例

【課 題 名】 食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究(令和2～4年度)

【概要及び成果】 食品中の放射性物質の非破壊検査法の評価・検討を行うほか、消費者への効果的な情報発信の方法について検討を行い、非破壊検査法の通知発出やホームページにおける検査結果の情報発信の方法の改善に寄与。

【課 題 名】 食品中の動物用医薬品等の新たな評価管理手法の導入のための研究(令和3～5年度)

【概要及び成果】 畜産物中の動物用医薬品等の短期暴露評価について、海外の情報を踏まえ、国内の畜産物を対象とした短期暴露評価の導入に資する必要なデータセットや評価手法についての考え方を検討し、ガイダンス等を作成。

2 令和7年度に推進する研究課題

詳細は食品衛生基準科学研究費補助金公募要項にて示すこととするが、概ね以下の内容の研究課題を今後公募することとする。

- 食品中残留農薬、食品添加物、食品の生物学的ハザード等に係る試験法の検討・開発、安全性の確保に向けた研究
- その他、摂取量・ばく露量の推計方法や新規技術により生産されるなど食経験の浅い食品の安全性確保等、食品衛生基準行政に資する研究

3 若手研究者※育成のための研究について

若手研究者育成のための研究は厚生労働科学研究費補助金にて実施することを厚生労働省と申し合わ

せている。ただし、本研究事業において、若手研究者が KA-1～KA-6 の公募研究課題に対して応募することを妨げるものではない。

※厚生労働科学研究費補助金における若手研究者の定義

満 39 歳以下(令和6年4月1日現在で満 39 歳以下の者(1984 年(昭和 59 年)4 月 2 日以降に生まれた者))の研究者。なお、産前・産後休業又は育児休業を取得した者については、その日数を応募資格の制限日に加算することができる。

II 参考

1 研究事業と各戦略(新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ、成長戦略、骨太方針、統合イノベーション戦略、健康・医療戦略)との関係

【バイオエコノミー戦略】(令和6年6月3日統合イノベーション戦略推進会議決定)において、「近年になって、遺伝子技術を活用して微生物や動植物の細胞等によって目的物質を生産する「バイオものづくり」は世界中で注目され、社会実装に向けた技術開発が急速に進んでいる。」「世界的な人口増加に対応した食料供給や環境保護等の社会課題に対し、プラントベースフード、昆虫を活用した食品、ゲノム編集技術により得られた農林水産物、細胞性食品、微生物を活用した食品、精密発酵技術の活用や藻類の資源化等、様々なタンパク質資源の活用技術や生産性の高い品種の開発等が進められている。」とされるなど、食品衛生基準に係る研究を着実に進めていく必要がある。

2 他の研究事業(他省庁研究事業)との関係

なし。

KA-1 公募研究課題 <乳肉水産>

(1) 研究課題名

我が国における食品の生物学的ハザードとそのリスク要因に応じた規格基準策定のための研究

(2) 目標

我が国において、乳や食肉等を主な原材料とする食品（以下「乳肉等食品」という。）の微生物等に関する規格基準の中には、制定されてから長い期間が経過している規定もあり、国際的な規格や検査法との整合性に齟齬が生じているものも存在する。そのため、貿易相手国から国際的に整合性のある検査法での試験検査が求められることや国内の事業者からも同様の意見があることから、円滑な輸出入に向けて国際整合性の取れた規格や検査法の導入が課題となっている。

本研究では、これまで得られている知見を踏まえて、我が国の乳肉等食品の生物学的ハザードに関するリスク要因に応じた規格基準等の導入について国際整合性の観点から検討することを目標とする。

(3) 求められる成果

- ・ 諸外国における乳肉等食品の生物学的ハザードに係る規格基準の調査。
- ・ 乳肉等食品の生物学的ハザードとリスク要因に基づいたリスク管理の提案。
- ・ 国際的に認められている試験法の導入に関する提案。
- ・ 統計学的な観点を取り入れたサンプリングプランの提案。

(4) 研究費の規模等※

研究費の規模：1課題当たり年間 10,000～13,000 千円程度※（間接経費を含む）

研究実施予定期間：最長3年間 令和7年度～令和9年度

新規採択課題予定数：1課題程度

(5) 採択条件

- ・ 食品のリスク評価方法、乳肉等食品の国際規格、統計学、微生物学に関する知識を有する専門家を研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
- ・ 食品製造事業者等の業界団体の意見を集約・反映される体制が整備されていること。（研究計画書の「2 研究計画・方法」において協力体制が記載されていること）
- ・ 試験法の検討にあたり、食品衛生法に基づく食品等の検査を行う試験検査機関（登録検査機関等）との連携体制が構築されていること。（研究計画書の「2 研究計画・方法」において協力体制が記載されていること）
- ・ 本研究の実施にあたり、必要な分析機器、標準品・試薬等を保有している又は遅滞なく 入手可能な体制であること。
- ・ 研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

KA-2 公募研究課題 <容器包装>

(1) 研究課題名

食品用器具・容器包装等の食品衛生に係る安全性確保の推進に資する研究

(2) 目標

令和2年6月に施行された食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度においては、現在、合成樹脂が対象とされている。

今後、SDGs(持続可能な開発目標)などの国際的な動向として、合成樹脂以外の材質を用いた容器包装等の開発の流れが進むことが想定されることから、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度において、合成樹脂以外の材質を対象として拡大する場合の課題の検討を行う必要がある。さらに、有機資源を使用したプラスチック素材やその他天然素材を原料とした容器包装等についての安全性確保の仕組みに関する検討も必要である。

本研究では、このような食品用器具・容器包装を取り巻く状況を踏まえ、高品質な食品用器具・容器包装等を製造するために必要な要素の特定や製造管理の方策を提案することを目標とする。

(3) 求められる成果

- ・ 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度における合成樹脂以外に新たに追加可能な材質の特定及びその材質のリスト化の方策の提案。
- ・ その他の食品用器具・容器包装等の規格基準の課題の特定。

(4) 研究費の規模等※

研究費の規模: 1課題当たり年間 16,000~20,000 千円程度※(間接経費を含む)

研究実施予定期間: 最長3年間 令和7年度~令和9年度

新規採択課題予定数: 1課題程度

(5) 採択条件(【 】内は条件を満たしていることを示す書類等)

- ・ 食品用器具・容器包装に係る分析法の専門家を研究代表者又は研究分担者とし、衛生的な製造管理のために必要な要因の特定及び製造管理の方策の提案が可能な研究班体制が構築されていること。
- ・ 自治体や食品用器具・容器包装の製造事業者等の業界団体の意見を集約・反映される体制が整備されていること【自治体、関係団体等との協力関係を示すこと】。
- ・ 研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

KA-3 公募研究課題 <規格基準>

(1) 研究課題名

かび毒の効率的なリスク管理のための新技術の応用研究

(2) 目標

食品中のかび毒については、その健康影響の大きさが懸念されてきており、諸外国においては、食品中のかび毒の分析法やばく露推定法などが日々更新されている。このような状況を踏まえ、国際的にも信頼性の高い最新の技術を我が国におけるかび毒試験に取り入れ、実用的かつ効率的な検査法について検討を行い、食品中のかび毒分析法の効率化を提案することを目標とする。

(3) 求められる成果

- ・ かび毒に関する国際的な評価、国内の基準値策定の状況等を踏まえ、優先的に検討が必要なかび毒を選定し、選定したかび毒に関する分析法の開発及び妥当性の検証を行う。
- ・ 選定したかび毒について、より精緻なかび毒のばく露量推定の方法の開発を行う。
- ・ その他必要と考えられる知見の収集を行い、今後の基準値策定を検討する際に必要な知見等を整理する。

(4) 研究費の規模等※

研究費の規模: 1課題当たり年間 10,000～13,000 千円程度※(間接経費を含む)

研究実施予定期間: 最長3年間 令和7年度～令和9年度

新規採択課題予定数: 1課題程度

(5) 採択条件

- ・ 食品中のかび毒に関して、科学的知見を集積するために必要な分析技能を有する毒性評価の専門家を研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
- ・ 分析方法の開発にあたり、食品衛生法に基づく食品等の検査を行う試験検査機関(登録検査機関及び地方衛生研究所等)との連携体制が構築されていること。(研究計画書の「2 研究計画・方法」において協力体制が記載されていること)
- ・ 本研究の実施にあたり、必要な分析機器、標準品・試薬等を保有している又は遅滞なく入手可能な体制であること。
- ・ 専門家、消費者庁、関係団体等の関係者が意見交換する研究班会議を年2回以上開催できること(研究計画書の「2 研究計画・方法」において開催スケジュールが記載されていること)。
- ・ 研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

KA-4 公募研究課題 <添加物>

(1) 研究課題名

食品添加物の試験法の向上及び摂取量に基づく安全性確保に関する研究

(2) 目標

食品流通のグローバル化が進展する中で、食品添加物について国際的な試験法を導入することは、輸出入の円滑化に重要である一方、国際的な試験法であっても、我が国での導入において改良が必要な内容を含む場合等があり、課題となっている。また、我が国における食品添加物の実際の摂取状況を把握することは、その安全性を確保する上で重要である。本研究では、国際的に使用されている食品添加物の試験法を検討し、我が国でも実施可能な試験法を得ること、我が国での食品添加物の使用状況や摂取状況を把握し、それを踏まえた安全性について考察を行い、将来的に活用できる、より科学的に妥当な規格基準の設定等の基礎を得ることを目標とする。

(3) 求められる成果

- ・ 食品添加物に関する一般試験法及び各添加物の試験法について、国際的な試験法や諸外国の試験法の情報収集を行い、我が国における試験法との比較を行う。
- ・ 国内外で試験法が異なるものについては、我が国で使用されている試験法の見直し又は新規試験法の作成の必要性について科学的根拠を得るため、新規試験法の作成又は現行試験法の改正を検討し、提案する。
- ・ 我が国で使用が認められている食品添加物について、製造量・輸入量等から国民の摂取量の推計を行い、その推移を確認し、また許容一日摂取量との比較を踏まえた安全性について考察する。

(4) 研究費の規模等※

研究費の規模: 1課題当たり年間 9,000～11,000 千円程度※(間接経費を含む)

研究実施予定期間: 最長3年間 令和7年度～令和9年度

新規採択課題予定数: 1課題程度

(5) 採択条件(【 】内は条件を満たしていることを示す書類等)

- ・ 食品添加物の分析試験法に関する専門的知識を持った者を研究代表者又は研究分担者とする研究班体制が構築されていること。
- ・ 食品添加物の摂取量を把握するため、食品添加物製造事業者の協力を得られる体制が整備されていること【想定する製造事業者等との協力関係を示すこと】。
- ・ 研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

KA-5 公募研究課題 <農薬>

(1) 研究課題名

食品中残留農薬等の試験法開発における課題の解決に向けた研究

(2) 目標

食品に残留する農薬等の残留基準への適否を判断する試験法の開発において、食品中の夾雑物の影響や分析対象物質の性質等により、高感度かつ高精度な試験法を開発することが困難な場合や開発に時間を要する場合がある。

本研究では、農産物及び畜水産物を対象として、夾雑物などにより農薬等が含まれていることの検出が困難な食品や、物質等により特定の食品に含まれると検出が困難な農薬等について、国際整合性を踏まえた効率的な抽出法や高感度かつ高精度な測定法を確立するための課題を調査・分析するとともに、課題解決に向けた提案を行うことにより、食の安全性確保の一層の向上を目指すことを目標とする。

(3) 求められる成果

- ・ 試験法開発が困難な食品、農薬等について、国際整合性を踏まえた効率的な抽出法、農薬等の分析結果に影響を及ぼす食品中夾雑成分に関する知見の収集・整理、それらを除去する効果的な精製法及び高感度かつ高精度な測定法の提案。
- ・ 試験法開発に有用なカラム精製法について、農薬等の物性及び溶出挙動の網羅的整理。
- ・ 上記で提案された測定法等の汎用化の検討。
- ・ 種々の食品への適用性の評価。

(4) 研究費の規模等※

研究費の規模: 1 課題当たり年間 10,000～13,000 千円程度※(間接経費を含む)

研究実施予定期間: 最長2年間 令和7年度～令和8年度

新規採択課題予定数: 1 課題程度

(5) 採択条件(【 】内は条件を満たしていることを示す書類等)

- ・ 食品中の残留農薬等に関して、過去5年以内に食品衛生学会などの学術団体での論文掲載や学会発表の経験を有していること【学術学会投稿・発表の業績】。
- ・ 食品中の残留農薬等の試験法開発に際し、ガスクロマトグラフ質量分析計や液体クロマトグラフ質量分析計を使用した試験法開発の実績があることが望ましい【過去に開発に関わった試験法開発の論文等】。
- ・ 本研究の実施にあたり、必要となる食品に係る物性等の情報や科学的知見を豊富に有している研究者が研究班に含まれること。
- ・ 研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

KA-6 公募研究課題 <自由課題>

(1) 研究課題名

食品の規格基準の策定に資する研究(研究課題名は提案による)

(2) 目標

食品の安全性確保の向上に向けた添加物、残留農薬、動物用医薬品、肥料・飼料、汚染物質、器具・容器包装等に係る成分規格や製造基準、保存基準等に関する現状と課題等の分析や、細胞培養やゲノム編集技術等の新規技術の食品への応用に関する課題等の分析を踏まえた、将来的な規格基準の策定に向けた各種ハザードに関する摂取量・暴露量推計等の基礎情報の収集、高感度かつ高精度な試験法の開発、試験法・分析法等の基盤技術の開発、規格基準の策定やリスクコミュニケーションに係る課題解決に向けた提案等、食品衛生基準に係る課題解決に資する研究を行い、食の安全の確保の一層の向上を目指すことを目標とする。

(3) 求められる成果

以下のいずれかとする(複数可)。

- ・ 食品の規格基準の策定に資する各種ハザードの摂取量・暴露量の推計
- ・ 食品の規格基準に用いる試験法・分析法等の基盤技術の開発
- ・ 新規技術により生産される食経験が浅い食品に係るリスク管理手法の提案
- ・ 食品の規格基準に関するリスクコミュニケーション資材、手法等の提案
- ・ その他、食品衛生基準に係る課題解決に資する基礎情報の収集、技術開発、提案等

(4) 研究費の規模等※

研究費の規模: 1課題当たり年間 8,000~10,000 千円程度※(間接経費を含む)

研究実施予定期間: 最長2年間 令和7年度~令和8年度

新規採択課題予定数: 1~数課題程度

(5) 採択条件(【 】内は条件を満たしていることを示す書類等)

- ・ 当該研究課題に関して、過去5年以内に関連学会などの学術団体での論文掲載や学会発表の経験を有していること【学術学会投稿・発表の業績】。
- ・ 当該研究の実施にあたり、必要となる食品又は当該ハザードに係る情報や科学的知見を豊富に有している研究者が研究班に含まれること。
- ・ 本研究の実施にあたり、必要な分析機器、標準品・試薬等を保有している又は遅滞なく入手可能な体制であること。
- ・ 研究分担者又は研究協力者として、若手研究者・女性研究者を研究班に参画させるよう努めること。

VI. 補助対象経費の費目の内容及び単価

1. 費用の内容

費目		費目の内容
大項目	中項目	
物品費	設備備品費	設備備品の購入、製造又はその据付等に要する経費
	消耗品費	消耗品の購入に要する経費
人件費・謝金	人件費	研究事業の実施に必要な者に係る給与、賃金、賞与、保険料、各種手当等（研究代表者又は研究分担者の所属する試験研究機関等若しくは研究事業を行う法人（以下「研究機関」という。）が、当該研究機関の給与規程等に基づき雇用する場合に限る。）及び労働者派遣業者等への支払いに要する経費 ※研究代表者及び研究分担者に対するものを除く。 ※常勤職員に対するものを除く。
	謝金	知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費 ※研究代表者及び研究分担者に対するものを除く。
旅費		国内旅費及び外国旅費 ※外国旅費については、研究代表者、研究分担者又は研究協力者（法人にあっては、当該研究に従事する者であって研究代表者、研究分担者又は研究協力者に準ずる者）が1行程につき最長2週間の期間とする。ただし、天災その他事故によりやむを得ず1行程が2週間の期間を超えた場合には、消費者庁長官が認めた最小行程を交付対象とする場合がある。
その他		同表の大項目に掲げる物品費、人件費・謝金及び旅費以外の必要経費（印刷代、製本代、複写費、現像・焼付費、会場借料、会議費（茶菓子弁当代（アルコール類を除く。））、通信費（郵便料及び電話料等）、運搬費、光熱水料（電気料、ガス料及び水道料等）、機械器具等の借料及び損料、研究実施場所借り上げ費（研究機関等の施設において研究事業の遂行が困難な場合に限る。）、学会参加費、保険料、振込手数料、旅費以外の交通費、実験廃棄物処理費、業務請負費（試験、解析、検査、通訳及び翻訳等）、委託費（研究事業の一部を他の機関に委託するための経費）並びにその他研究事業の実施に必要な経費

2. 費用の単価

(1) 設備備品費

実費とする。

(2) 消耗品費

実費とする。

(3) 人件費

研究代表者等が所属する試験研究機関等若しくは研究事業を行う法人(以下「研究機関等」という。)の給与規程等によるものとする。なお、労働者派遣業者等への支払いに要する経費は実費とする。

(4) 謝金

研究機関等の謝金規程等によるものとする。ただし、「謝金の標準支払基準」(平成 21 年 7 月 1 日各府省等申合せ)を参考に決定する等、その者の資格、免許、研究に従事した年数、職歴又は用務内容等を踏まえ、妥当な単価により支出することも可とする。

(5) 旅費

研究機関等の旅費規程等によるものとする。ただし、次の単価を参考に決定する等、妥当な単価により支出することも可とする。

① 国内旅費

ア 運賃(鉄道賃、船賃、航空賃等)

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運賃とすること。

※ 同一地域内における旅行であって、1 日の行程が鉄路 100km、水路 50km 又は陸路 25 km 未満の場合は支給できない。なお、この場合の地域とは市町村(都にあつては全特別区)の区域とする。

※ グリーン料金、寝台 A 料金、ビジネスクラス等の割増運賃等については、その者の役職等を踏まえた妥当な取扱とすること。

イ 宿泊費

国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号)別表第二 宿泊費基準額(第十三条関係)一 本邦に示した単価を参考にすること。

ウ 宿泊手当

国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号)別表第三 宿泊手当(第十四条関係)一 本邦に示した単価を参考にすること。

② 外国旅費

ア 運賃(鉄道賃、船賃、航空賃等)

原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により目的地までを旅行した運賃とすること。

※ グリーン料金、寝台 A 料金、ビジネスクラス等の割増運賃等については、その者の役職等

を踏まえた妥当な取扱とすること。

イ 宿泊費

国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号)別表第二 宿泊費
基準額(第十三条関係)ニ 外国に示した単価を参考にする事。

ウ 宿泊手当

国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号)別表第三 宿泊手
当(第十四条関係)ニ 外国に示した単価を参考にする事。